

地震に備え事業所で室内安全対策をしよう

事業者は、常日頃から地震に備え、地震による災害から生命及び財産を守るために、それぞれの立場で地震時の出火防止、室内安全対策等に最大限の努力を払い、社会的影響を最小限度に抑える必要があります。

東京都や区市町村が作成する地域防災計画を基準とした事業所防災計画を作成し、首都直下地震等に備えるようにしましょう。

◆事業所防災計画とは？

事業所防災計画とは、東京都震災対策条例に基づき、地震の被害を軽減するために事業所単位で作成する防災計画です。

都内の事業者は、

- ① 震災に備えての事前計画
- ② 震災時の活動計画
- ③ 施設再開までの復旧計画

について定めることとされています。



◆事業所の室内安全対策の推進

事業所防災計画のうち震災に備えての事前計画の一つとして、オフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策を行うことが大切です。次のチェック項目について、事業所内を随時点検し、事業所の実態に応じて家具・じゅう器等の転倒・落下・移動防止の措置を実施しましょう。

家具・じゅう器等の転倒・落下・移動防止対策チェック項目

- 1 背の高い家具を単独で置いていない。
- 2 安定の悪い家具は背合わせに連結している。
- 3 壁面収納は壁・床に固定している。
- 4 二段重ね家具は上下連結している。
- 5 ローパーティションは転倒しにくい「コの字型」「H型」のレイアウトにし、床に固定している。
- 6 OA機器は落下防止してある。
- 7 引出し、扉の開き防止対策をしている。
- 8 時計、額縁、掲示板等は落下しないように固定している。
- 9 ガラスには飛散防止フィルムを貼っている。
- 10 避難路に倒れやすいものはない。
- 11 家具、じゅう器等の天板上には物を置いていない。
- 12 収納物がはみ出たり、重心が高くなっていない。

- 13 危険な収納物（薬品、可燃物等）がない。
- 14 デスクの下に物を置いていない。
- 15 引出し、扉は必ず閉めている。
- 16 ガラス窓の前に倒れやすいものを置いていない。
- 17 コピー機は適切な方法で転倒・移動防止対策をしている。



◆事業所防災計画の作成及び届出

東京都内の全ての事業所は、その用途や規模にかかわらず事業所ごとに事業所防災計画を作成しなければなりません。なお、消防計画または予防規程に事業所防災計画の内容を定める場合は、消防署への届出等が必要となります。

事業所の形態		事業所防災計画の作成要領	消防署への届出等
一般事業所	消防法第36条に定める、 防災管理者の選任が必要な事業所	防災管理に係る消防計画の中に必要な事項を定めます。	必要
	消防法第8条及び火災予防条例第55条の3に定める、 防火管理者の選任が必要な事業所	防火管理に係る消防計画の中に事業所防災計画に規定すべき事項を定めます。	必要
	上記以外の事業所（小規模事業所）	単独に事業所防災計画を作成します。	不要
危険物施設を有する事業所	消防法第14条の2に定める、 予防規程の作成が必要な危険物施設	予防規程の中に事業所防災計画に規定すべき事項を定めます。	必要
	上記以外の危険物施設	単独に事業所防災計画を作成します。	不要

事業所防災計画を作成するための冊子等のご案内

東京消防庁の各消防署で、事業所防災計画を作成するための冊子を配布しています（上記の表のうち、防火管理者の選任が必要な事業所については、「小規模用消防計画」を作成するものに限る。）。

また、防火管理者の選任が必要な事業所において作成する消防計画については、ホームページに「消防計画作成例」を掲載していますので、ご利用ください。

☆東京消防庁ホームページ <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>

<トップページ⇒申請様式⇒目的から探す「②防火管理者・消防計画・訓練通知書・自動通報⇒2.消防計画>